

政令第五十四号

放送法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第八百六十八条第三項」を「第八百六十八条第四項」に改める。

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

理由

会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。